

報 告 第 8 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

新居浜市長 石川 勝行

令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第14号）

写

専決第5号

処 分 書

令和2年度 新居浜市一般会計補正予算(第14号)について

令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第14号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

令和2年度 新居浜市一般会計補正予算(第14号)

令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ742,777千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,856,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 株式等譲渡所得割交付金		33,000	46,000	79,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	33,000	46,000	79,000
6. 法人事業税交付金		160,000	21,000	181,000
	1. 法人事業税交付金	160,000	21,000	181,000
10. 地方特例交付金		55,000	56,000	111,000
	1. 地方特例交付金	55,000	56,000	111,000
19. 繰入金		2,097,709	618,577	2,716,286
	1. 基金繰入金	2,097,709	551,077	2,648,786
	2. 特別会計繰入金	0	67,500	67,500
22. 市債		5,047,100	1,200	5,048,300
	1. 市債	5,047,100	1,200	5,048,300
歳入合計		66,114,147	742,777	66,856,924

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

第2表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	総合文化施設充実費	5,518

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
現年災害復旧事業	千円 4,700	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	% 年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 5,900	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	5,047,100	—	—	—	5,048,300	—	—	—